

『令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置 に関する個別相談会』を開催します

予約期間：8月17日～12月8日（会場：下館商工会議所）

相談日：毎週火曜日12：00から16：00（要予約）

詳しい日程につきましては予約いただいた際にご説明いたします。

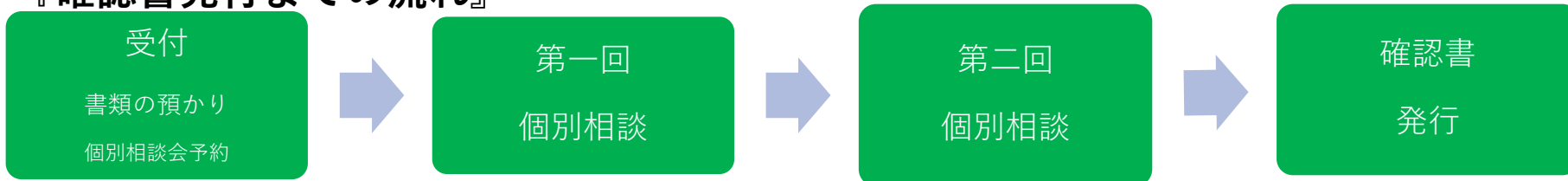
内容：『令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置における確認書』（以下確認書）の発行並びにコロナに関連する施策全般（※持続化給付金、家賃支援給付金等）の個別相談会

※申請代行ではございません。

対象：確認書発行を希望される方。または新型コロナ関係全般で相談したい方。

相談者：税理士

『確認書発行までの流れ』



必要書類：裏面にてご確認ください。

発行までの期間：約20日程度を要します。

市町村への手続きは事業者様自身で行っていただきます

○令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について

《制度概要》

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税及び都市計画税を、**2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間合計の事業収入前年同期比減少率の減少幅に応じ**、ゼロ（50%以上減少）または1/2（30%以上50%未満減少）とします。

《軽減対象》※いずれも市町村税

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
 - ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）
- ・軽減措置の詳細につきましては中小企業庁のHPでご確認ください。
- ・相談会につきましては当初のHPでご確認いただくか『0296-22-4596』までお電話ください。

《確認書発行における必要書類》

- 個人** -----
- 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書 （筑西市ホームページでダウンロード可能）
- 令和元年度の青色決算申告書（白色申告者→月別の売上の根拠となるもの）
- 令和2年度の試算表（白色申告者→月別の売上の根拠となるもの）
- 令和2年度の課税証明書 委任状（下館商工会議所でお渡しします） みとめ印
- 法人** -----
- 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書 （筑西市ホームページでダウンロード可能）
- 資本金がわかる登記簿謄本の写し
- 令和元年度の決算申告書※→ 『月別の売上』が分かること
- 令和2年度の試算表→ 『月別の売上』が分かること
- 令和2年度の課税証明書 委任状（下館商工会議所でお渡しします） 会社実印